

区画整理 ニュース

平成 23 年 8 月 10 日発行

第 8 号

川西市中央北整備部
TEL 072-740-1214

〔川西市中央北地区整備事業〕

土地区画整理審議会委員が決定しました

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会委員の立候補者等届出の受付等を平成23年7月12日から7月21日まで行いました。その結果、8人の方が立候補届を提出されました。これにより、委員の定数（学識経験者を除き8人）を超えなかったことから無投票により当選が決定しました。

第1回の審議会については、10月頃を予定しております。開催の詳細については、後日、区画整理ニュース等でお知らせします。

審議会委員のご紹介

審議会委員選挙で当選された8人と学識経験者として選任された2人の審議会委員を紹介します。

土地所有者を代表する委員（届出順） 7人

白川哲也
天理教雲雀丘分教会
前田浩二
中野宏昭
宮本吉昭
田中一廣
西村勝正

借地権者を代表する委員 1人

有限会社 五月興産

学 識 経 験 者 2人

北原鉄也（関西学院大学大学院総合政策研究科総合政策学部 教授）
楠田修三（ひょうご住まいサポートセンター所長）



第1回せせらぎ遊歩道ワークショップを開催しました

これまでもお知らせしておりましたせせらぎ遊歩道のワークショップの第1回を7月31日に開催しました。

当日は一般公募による市民の方、権利者の代表の方、小中学校の理科の先生方及び学識経験者の先生方など31名にご参加いただきました。内容としては、現地の見学を行い、グループワークで課題の共有などを行いました。今後およそ10回のワークショップを通して、「せせらぎ遊歩道」の整備や管理などに係る意見を取りまとめていきます。

内容につきましては、今後の区画整理ニュースでもお知らせいたします。



中央北整備部からのお願い

次の申告等を引き続き受け付けています！

●登記されていない借地権がある方

借地権をお持ちの方で、川西市中央北整備部中央北推進室地区推進課に申告されていない方は土地区画整理事業上、仮換地指定、換地処分の際に権利者として適切に取り扱うことが出来なくなる場合がありますので、所定の申告用紙に土地所有者と連署し、実印を押印の上、両者の印鑑証明書を添えて申告してください。

●権利者が死亡され名義変更されていない方

土地登記簿の名義人が死亡され、登記が変更されずに残されている場合は、お手数ですが、中央北推進室 地区推進課までご連絡ください。

権利の移動があった場合や、住所、氏名の変更があった場合はご連絡を

この区画整理ニュースを確実にお届けするため、権利が移動した場合や、住所、氏名を変更された場合は、中央北推進室 地区推進課までご連絡ください。

ご相談・お問い合わせ先

「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

TEL : 072-740-1214 FAX : 072-740-1330

日時 : 午前9時～午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP : <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>